



変える力を、ともに生み出す。
NTT DATAグループ

株式会社NTTデータ

金融電脳月報

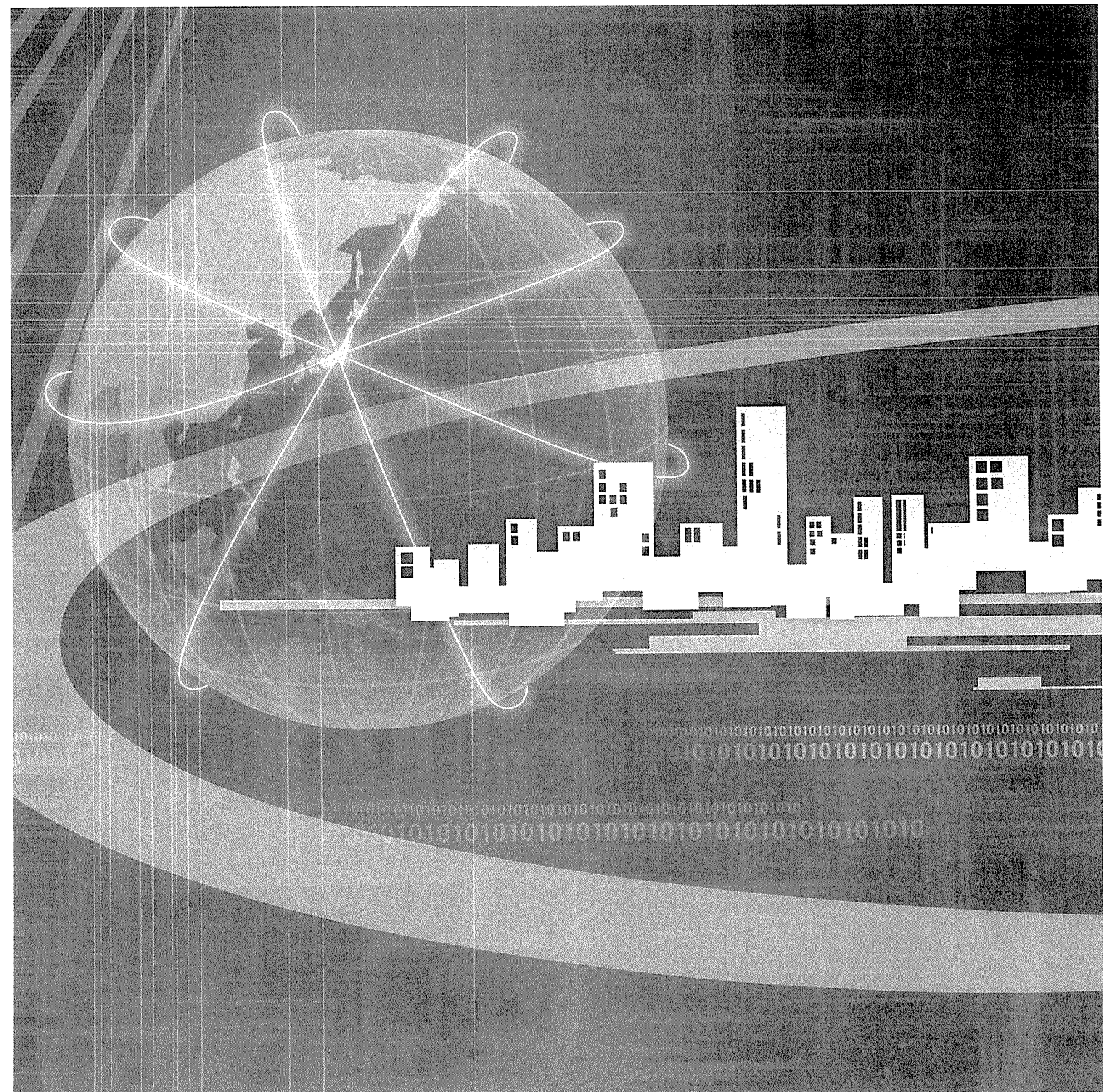
Financial Denno Monthly Report

2009

7

月号

July



『IT専門のADR機関の芽生え』

弁護士法人エルティ総合法律事務所所長
IT-ADRセンター長
弁護士/システム監査技術者 藤谷 護人

(財)ソフトウェア情報センター(SOFTIC)に続き、昨年9月1日に、ITシステムに関する紛争に特化した専門的ADR「IT-ADRセンター」が設立された。直近にあったシステムの相談は、すでに顧問弁護士において紛争解決手続きとして、訴訟や調停と並んでADRも検討を行った上でのアプローチであり、着実に周知・普及が浸透していると感じられる。昨今の民事訴訟の一般傾向は、平成15年7月に成立施行された裁判迅速化法において「一審を2年以内のできるだけ短い期間内に終わらせる」ことが目標とされ、一般事件においては平均1年3か月程度にまで短縮されたが、IT訴訟事件については、未だ3年以上はかかっているようである。これでは、裁判は事後的救済システムとしての機能しかない。例えば、金融機関のシステム開発プロジェクトのような規模が大きく、金額も大きい場合にも、ひとたび紛争が発生したならば、ユーザにとってもベンダーにとっても選択肢は、プロジェクトを中断させて裁判をするしかない。プロジェクトを頓挫させないでIT紛争を解決できる紛争解決システムが我が国IT社会にとって不可欠であるとの強い使命感に基づいて設立されたのがIT-ADRセンターである。金融機関のIT現場にとってもトップマネジメントにとっても、この仕組みを利用する紛争解決手段の選択肢が増したといえる。IT-ADRセンター設立の趣意と利用の概要を説明する。

1 ADR (Alternative Dispute Resolution) とは

本邦では、司法制度改革の一環として、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(いわゆるADR法)」は、2007年4月に施行された。欧米では裁判制度の活用のみでなく、このADR組織が紛争解決の一手段として活用され、調停や仲裁・和解斡旋型の紛争解決プロセスを早くから社会に組み入れてきた。特に、国際商事仲裁模範法に準拠したUNCITRALやUNIDPORT組織はあまりにも有名であり、ヨーロッパ諸国ではEU統合を契機として、ISO(国際標準化機構)作業部会では、ISO/CD 10003(組織外紛争解決システムに関する指針)が永年にわたってADRの規格化作業を続けてきた。ADRの一環として「組織における苦情対応のための指針」のJIS規格化はISO10002がJISQ10002とされ国際的なハーモニーが保たれつつある。

わが国では、スポーツ紛争ADR、医療ADR、知的財産権ADR等がユニークな特化した分野として活躍し始めている。また、金融分野においても、全銀協、証券業協会、生保協会、損保協会がADR機関を設立するなど、顧客の苦情・紛争解決支援機構としての積極的な取り組みが期待されている。

2 ITベンダーの企業リスクの限界

これまで、ITベンダーは、「たとえ当該プロジェクトが赤字となってもシステムを完成させる」ことを企業倫理としていたものである。ところが、ここ数年、理由は様々であるが、ITベンダーが開発プロジェクトを中断し、発注者と法的な紛争状態に入る事例が珍しくなくなった。当事務所が相談を受けた案件でも、いくらシステム監査を行ってもユーザ側の帰責事由^{※1}は見当たらず、原因はITベンダーの見積もりミスであるのに、12億円で受注したプロジェクトを詳細設計の途中で64億円に

増額要求を出し、ユーザが返答に窮していると要員をすべて引き揚げてしまった事案がある。また、発注側はプロジェクトのやり直しとなり、開発費他に新システムによる期待利益を遺失したケースもある。ベンダー各社においては、昨今導入された会計処理基準である「工事進行基準」の適用や企業理念確立の品質向上策としてのISO/ITIL整備コスト等の要因もプレッシャーとなっているのである。

3 IT紛争顕在化の原因

前項と密接に関係していると思われるのが、IT紛争額の巨額化である。以前はせいぜい数億円程度であったのが、近時は数十億円から数百億円の紛争（住友信託銀行のプロジェクトファイナンス事件は56億円、大和銀行のリスク管理態勢の約14億ドル、スルガ銀行と日本IBMの紛争額は111億円、みずほ証券と東京証券取引所は415億円、）も出てきている。これまでも、これほどの多額の開発プロジェクトがなかった訳ではない。このような巨額プロジェクトにおいては紛争を現場で収めていたのが、さまざまな理由により、収まりきらなくなっているのである。

その原因としては、

- ① 我が国ITベンダーの長期的な体力の低下
- ② 入札調達の普及によるユーザとITベンダーとの長期的信頼関係の弱体化
- ③ 見積もり能力・プロジェクトマネジメント力の急激な低下
- ④ アウトソーシングの一層の進行によるユーザのITガバナンスの低下

などの要素が複雑に絡み合っ、プロジェクト現場におけるユーザ担当者やITベンダーのプロジェクトリーダー・マネージャーとの信頼関係が薄弱化してしまっていることが考えられる。

4 IT訴訟の長期化、専門的体制の未整備

司法制度改革の一環として裁判の迅速化が進められ、通常民事事件については地裁段階での審理期間は1年3か月にまで短縮しているが、IT事件については依然として3年～5年を要している。そればかりでなく、裁判所としても、知的財産権事件や建築紛争事件や医療過誤事件については、それらを専門に取

り扱う専門部を設け、専門的裁判官の養成を行うなど専門性に向けた体制整備が進められているのに対し、IT事件については、せいぜい東京地方裁判所民事第22部がIT専門調停員を擁して、IT専門調停を開いていること、またIT訴訟の裁判官を補助するために専門委員を配しているに過ぎない。ほとんどのIT訴訟の第一回公判期日に裁判官の口から自信なさそうに「コンピュータのことは余り良く分からないので云々」という言葉を聞くことがある。正直さには敬意を払うが、これでは信頼性と納得性は得られない。

(図表1) IT紛争解決方式比較表

	IT-ADRセンター方式	裁判所方式
紛争解決期間	3カ月	3～5年 注1
専門的納得性	◎	× 注2
公正中立性	◎ 注3	◎
費用	手数料	△ 注4
	弁護士費用	◎ 注5

注1：東京地裁民事22部専門調停の場合なら、1～2年

注2：東京地裁民事22部専門調停の場合なら、△

注3：運営主体は、弁護士法人エルティ総合法律事務所であり、第三者機関である運営審査委員会を備えている

注4：手数料は、裁判所方式の方が格段に安い

注5：弁護士費用は、IT-ADRセンター方式の方が格段に安い

5 専門調停委員の有効性と限界

IT紛争専門調停の体制をとっているのは、全国の裁判所の中でも東京地方裁判所民事第22部だけであり、裁判所の中における訴訟以外の紛争解決手続きとしてその意義は大きい。調停法は、裁判官たる民事調停官と弁護士調停委員とIT専門調停委員によって構成される調停委員会による調停を想定しているのであるが、現実には民事調停官はほとんど参加しない。それは参加しても分からないからである。しかも弁護士調停委員の多くはITの専門知識に欠けるので、IT専門調停委員に頼りきってしまうことになり、法的なセンスが不十分でバランスを失した手続きに成りかねない。また、「専門的な知見に基づく説明」をする権限を有するに留まるべき専門委員に裁判官が依存して、証人尋問における裁判官質問を専門委員に代行させてしまうような場合もある。しかし、裁判が技術的な原因や真実を争う「場」

でなく、事実に基づく法律要件で法律効果を求める「場」であるから、技術者からみれば遠い存在であるのも事実である。

コンピュータに係わる事件は、起訴状や答弁書、準備書作成に多大な労力を要する。特に争点となるコンピュータ技術の意味するところを裁判官や書記官に誤り無く真意を伝えるに苦勞する。訴訟の原告側には立証責任があるので、システムの細部にわたる事実の明文化に困難が伴うものである。

その点、ADR 機関は、専門委員と当事者が直接会話できるので用語解説、技術的な変遷や背景説明はいらない。

6 IT-ADRセンターの理念・仕組み

私は平成18年10月から平成20年9月まで、東京地方裁判所民事第22部で毎週金曜日に民事調停官（非常勤裁判官）として勤務した経験がある。全件全期日にIT専門家でもある裁判官として立ち会って、調停を主導し、それなりの成果を上げたつもりである。しかし、裁判所で開催する以上、当事者準備もあり審理期日は二か月に一度くらいしか入らない。これでは、裁判が長期化し、結果的にプロジェクト破綻後の事後的紛争解決の機能しか有しない。

ITプロジェクトが大規模になればなるほど、ユーザにとってもITベンダーにとっても企業経営に重大な影響を及ぼす。地方裁判所で5年間^{※2}も争い、高等裁判所で2年間争って一定の損害賠償額を獲得はしたが、その間優秀な人材を後ろ向きの業務に従事させ、また7年間もIT化が停滞してしまい疲弊したユーザを目の当たりにした経験から、「破綻しかかったプロジェクトを破綻させないで継続させるため、プロジェクトと同時進行的な紛争解決手続き」が我が国のITに関する社会的システムとして不可欠であると実感していた。

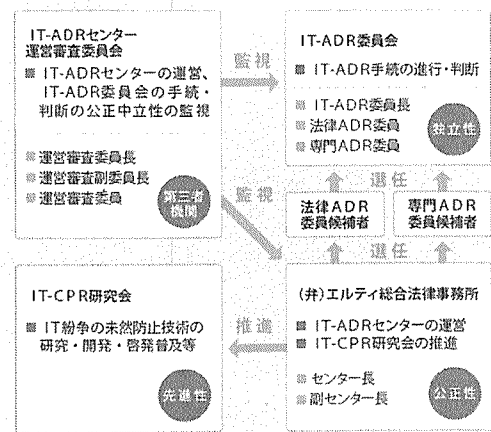
それらの課題を解決するのは、“短期間でITの専門性と法律的専門性の調和のとれた判断を出せる”“公正性の確保された紛争解決手続き”を理念としたADRが最適であるとの結論に達した。

3か月程度ならば、ITベンダーも巨額プロジェクトならば要員を引き揚げずに、同時進行的紛争解決に参加できるであろう。そのために、訴状や準備書面などは不要とし、「審理

計画」「期日報告書」などにより計画性を重視し、「問診表」「時系列表」「不具合一覧表」などエクセルベースの帳票を用意し、それに相互に記入し合いながら進める。3か月間集中的に審理を実施し、専門的納得が得られる専門技術的審理に基づく判断を提示する。そのために、IT専門ADR委員と法律ADR委員と両方を兼ね備えたADR委員長に各々実戦的な審理要員を確保した。さらに運営と審理に対して第三者の目で客観的にチェックする機関として運営審査委員会を設置し、委員長には我が国ADRの生みの親である小島武司桐蔭横浜大学学長に、副委員長には林紘一郎情報セキュリティ大学院大学学長にご就任いただいている^{※3}。

金融機関のITプロジェクトが破綻の危機に瀕したとき、是非とも「IT-ADRセンター」のことを思い起こしていただきたい。手を拱いているとプロジェクトが破綻し、事後的な損害賠償では救済しきれず、市民生活に重大な社会的影響が発生し、社会的レピュテーションは著しく傷ついてしまう。このような事態に陥ることを防ぎ、引き続き高品質システムの提供を支えるITプロジェクトを破綻させない戦略的紛争解決手続きを活用する必要がある。

(図表2) IT-ADR組織図



7 ADR 機関の展望

ADR 機能の交渉整序・促進機能等の知見の蓄積や、我国固有の法思考特徴、法環境の変化に合わせ紛争解決行動の特性そして同時に

デジタル時代に適応した裁判手続との合理的規律が確立され、その変容をとげて行くであろう。

世界的にも高品質が要求されている本邦金融機関システムにあっては、システム部門とトップマネジメントに新たに紛争解決手段を提供するのが「IT - ADR センター」である。

- ※ 1 法的に責任を負っている事由。その実質は、故意または過失が認められること。
- ※ 2 東地 16・12・22 平 10(ワ) 第 23871 号：請負契約で納入したプログラムに内在する瑕疵（システムデザインに起因する処理時間等と稼働認識の相違「動いた、実務的に動いていない」の判断）は、発注側の仕様問題か受託ベンダー側の修理作業範囲かが争点となった事件。実機環境を使った実時間測定を含む事実認定検証で約 5 年間かかった。その他東地 19・2・3 平 13(ワ) 第 1995 号、東地 12・11・24 平 7(ワ) 第 2630 号、東地 21・4・17 平 15(ワ) 第 1311 号等の長期裁判が見られる。
- ※ 3 <http://www.it-adr.jp>